

# 高層建築物等予定工事届 届出要領

近畿総合通信局 無線通信部 陸上第一課  
電話:06-6942-8559

## 届出書

部数:1部(高層建築物等ごとに)  
届出書を一番上に、その下に図面を挿入すること。

### 高層建築物等予定工事届

年月日  
総務大臣 殿 (年月日 記入必須)

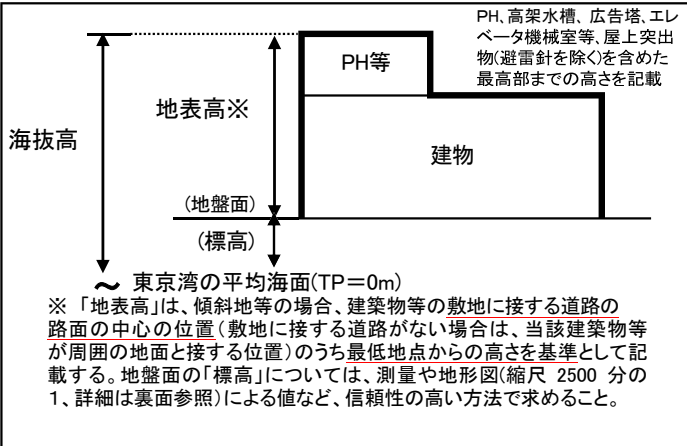
住所:建築主の住所(本店又は主たる事務所の所在地)、氏名  
(商号又は名称、代表者の役職及び氏名)を記入  
氏名:建築主が複数の場合は、全ての者について住所、氏名の記載が必要

次のとおり高層建築物等の工事をするので、電波法第百二条の第三一項の規定により、別紙の図面を添えて届けます。

1 建築主住所氏名	上記の「住所」、「氏名」と同様に記載	電話 ( )
2 工事請負人住所氏名	未定の場合は、「未定」と記載し、裏面に記載の書類を添付要	電話 ( )
3 工事下請人住所氏名	上記に同じ。下請人がいない場合は「なし」と記入	電話 ( )
4 工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
修繕又は模様替えあるいは基地局空中線新設の場合はその他 ( )に記入		
5 設置場所の位置(地名・地番)	府県名から、住居表示の場合はその旨を記載	
6 高層建築物等の最高部の地表高及び海拔高	下記「6番の欄 説明」とおり	地表高: m 海拔高: m
7 高層部分の構造及び主要材料	構造: (例)鉄筋コンクリート造 主要材料: (例)鉄骨、コンクリート	
8 工事着手予定年月日	(年月日 記入必須)	年 月 日
9 工事完了予定年月日	(年月日 記入必須)	年 月 日
10 その他参考となる事項	当該高層建築物等の用途 / 将来における増築等の計画 / 使用予定のクレーン等仮設物の最高部高さ(アーム等含む)及び旋回範囲、クレーン等を使用しない場合はその旨記載し、未定の場合は「クレーン使用計画未定」のように記載 【連絡先】 会社名 担当者 電話 ( )	

A4版

## 6番の欄 説明



※ 水上風力発電の場合は、別途お問い合わせください

## 別紙の図面

各図面は縮尺の記載があるものを、またA4版に折り曲げてください  
図面の並順(1を一番上に)

- 敷地付近見取図(又は案内図)**  
方位、道路及び目標となる地物を明示したものと
- 配置図・各階平面図**  
塔屋部分を含み、幅、方位記号記載のもの。携帯電話基地局等の場合、屋上平面図など関係部分のみで可
- 立面図(4面:東西南北)**  
高層建築物等の高さ・外形が判別できること。基地局空中線等は「東と南」など2面で可
- 敷地内における高層建築物等の位置を明示する資料**
  - 敷地の大部分を1棟の高層建築物等が占める場合  
敷地の輪郭線を赤で記入した地形図(注①)を添付すること。(下記2)Bの方法でも可能)
  - 広い敷地の一部に高層建築物等を配置する場合 A、B  
いずれかの資料を添付すること。  
A 敷地及び31m超の高層建築物等の輪郭を明示した「敷地内の建物配置図」を作成し、地形図(注①)の該当する場所に貼付したもの  
B 敷地及び31m超の高層建築物等の平面図上の主要な頂点の座標値(注②)
- 携帯電話基地局等の場合  
工事を行う各支柱柱の中心座標値(注②)を配置図等に記載
- 送電用鉄塔等、四脚の鉄塔等の場合  
鉄塔の土台の中心及び四隅それぞれの座標値(注②)を配置図等に記載。鉄塔腕組が四隅からはみ出る場合は当該腕組の座標値も記載。

### 注① 地形図(縮尺2500分の1)

- 地図の欄外に公共座標系(注③)や緯度経度による座標値が記載されているものであること(名称が「都市計画基本図」「白地図」等となっている場合あり)
- この販売は主に市町村の都市計画課等で行われている。書店等の販売もあり
- 販売を行っていない自治体を除き、原本を提出すること
- 市町村等の公式サイトからのダウンロードによる場合は、縮尺2500分の1であること

### 注② 座標値

世界測地系に基づく「公共座標系」又は「緯度経度」による座標値を記載する。公共座標系記入の際には、**小数点以下第2位までの数値**を記入すること。また緯度経度記入の際には、**小数点以下第3位(秒未満)までの数値**を記入すること。

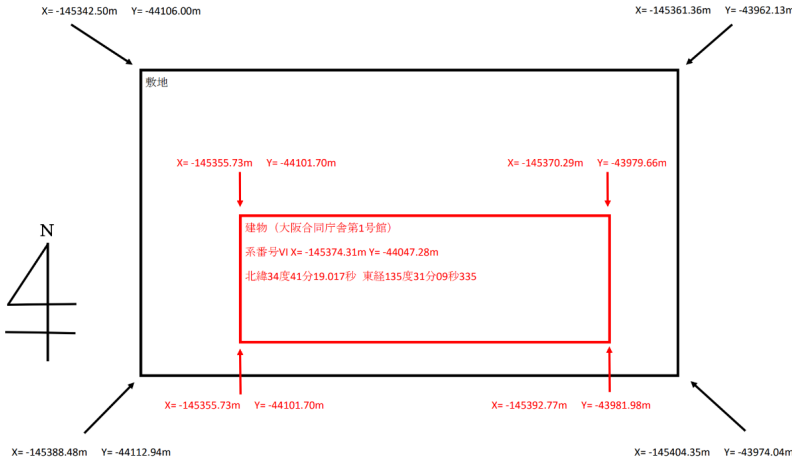
(例)大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館  
公共座標系:系番号VI X=-145374.31m Y=-44047.28m  
緯度経度:北緯34度41分19秒017 東経135度31分09秒335

※ 地理院地図(電子国土Web)で表示される座標値については、使用方法によっては所要の精度を満たさない場合があるので、ご注意ください。

### 注③ 公共座標系(平面直角座標系、XY座標系)

平面直角座標系、XY座標系の詳細は国土交通省の告示を参照のこと

## 記載例 敷地内における高層建築物等の位置を示す資料



## ＝ 届出書様式のダウンロード先 ＝

近畿総合通信局ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>) → 申請・届出 → 高層建築物に係る電波伝搬障害防止制度 → 高層建築物に係る届出について → 高層建築物等予定工事届

## 【届出時期】

建築工事の工事請負人及び工事下請人(工事請負人等)がいる場合には、その住所、氏名、工事種別、敷地の位置(地名・地番)、高層建築物の最後部の地表高及び海拔高、高層部分の構造及び主要材料、工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日を全て記載できる段階で届出してください。

なお、工事請負人等を「未定」として早期に届け出することもできますが、この場合は以下のいずれかの書類を添付してください。

## 工事請負人等が未定の場合の添付書類

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第4号の規定に基づく特定街区の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (2) 都市計画法第12条の5第3項の規定に基づく再開発等促進区の地区整備計画の決定又は変更の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (3) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第36条第1項の規定に基づく都市再生特別地区における都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (4) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号の規定に基づく市街地再開発事業の都市計画の決定の告示の写し及び当該告示に係る都市計画の図書の総括図の写し
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第59条の2第1項の規定に基づく許可の通知の写し
- (6) 地方公共団体において定められる中高層建築物紛争予防条例に基づき提出された標識設置届の写し及び当該届出に係る建設用地の案内図の写し又はこれらに類するもの
- (7) 港湾法第三十七条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による許可(港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。)の通知の写し
- (8) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第六項の規定による公告の写し
- (9) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による許可の通知の写し
- (10) 都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可(国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域(漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法第四条第一項の一級河川の河川区域(同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この別表において同じ。)、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。)にあるもの)の使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるもの)の通知の写し

## 【送付(提出)先】

〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階 近畿総合通信局 無線通信部 陸上第一課 高層建築物等予定工事届担当者 宛  
窓口での届出は、平日8時30分から17時15分(12時から13時を除く)までの間(予約不要)

## 送付する場合の注意

本届出書は信書に該当することから必ず郵便又は信書便で送付してください。宅配便業者の宅配便やメール便、郵便局のゆうパックやゆうメールでは、原則として、信書の送付はできません。

## 【伝搬障害の有無の通知】

届出受付の日から3週間以内に文書で通知します。ただし、届出内容に不備があるときは、これを補正してから3週間以内となります。  
なお、判定に当たり、追加資料を請求し、これを基に詳細な審査を行う場合にはこの限りではありません。

## 通知書の郵送を希望される場合

届出の際に、郵便切手を貼付し宛先、宛名を記載した返信用封筒を添付してください。通知書は信書に該当することから、着払いであっても宅配便等は承りません。なお審査結果が「障害あり」の場合、今後の対応などを説明するために、原則ご来局をお願いします。

## 【「障害なし」通知を受けた後、高層建築物等変更届が必要となる場合】

建築主が変更となった場合、31mを超える部分の外形(高さ・大きさ)に変更が生じる場合、仮設クレーンの仕様が決定了した場合、未定事項が決定了した場合など。詳細はお問合せください。

## 問合せ先

近畿総合通信局 無線通信部 陸上第一課

電話:06-6942-8559

(平日8時30分から17時15分(12時から13時を除く))

管轄区域

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県